

1. 改正の概要

- ・非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の適用を受けて、1代目から2代目へ株式の承継を行った後に、2代目から3代目に株式の再贈与等を行った場合にも、一定の要件のもと1代目から2代目への株式の承継に際し猶予されていた税額が免除されます。
- ・認定承継会社等に係る認定事務が経済産業局から都道府県に移譲されます。

連続して事業承継税制の適用を受ける場合の取扱い

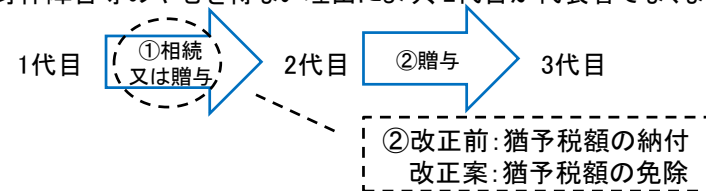
2代目 から3代目	相続	贈与(※1)	
		経営(贈与) 承継期間内 (※2)	経営(贈与) 承継期間 経過後
1代目 から2代目			
相続	従来より 免除	免除 (追加) (イ)	従来より 免除
贈与	従来より 免除	免除 (追加)	(ロ) 免除 (追加)

「経営(贈与)承継期間」とは、相続税又は贈与税の申告期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの期間等をいう。

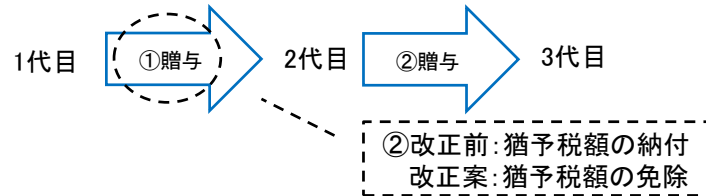
(※1)後継者(3代目)が贈与税の納税猶予制度を受ける場合に限る。

○適用時期については、大綱の段階では未定

(イ)経営(贈与)承継期間内に2代目が3代目へ贈与を行った場合(※2)
(※2)身体障害等のやむを得ない理由により、2代目が代表者でなくなった場合に限る。



(ロ)経営贈与承継期間経過後に2代目が3代目へ贈与を行った場合



2. 実務上の留意点

- ・事業承継税制の適用を受けた後、先代の存命中に早い段階で2代目から3代目への事業承継が可能となる。
- ・認定の申請先が経済産業局から都道府県に変更される。

3. 今後の注目点

- ・適用時期。
- ・贈与者が死亡した場合の相続税の取り扱い。